

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の使用施設の申請スケジュールに関する面談

2. 日時: 令和3年11月25日(木)16時05分～16時45分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官、矢野安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室

マネージャー 他2名

原子力科学研究所 保安管理部 施設安全課 課長 他3名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年11月19日の面談における原子力規制庁からの指摘を踏まえ、以下の説明を受けた。

○令和4年4月に申請を予定している核燃料物質使用変更許可申請について、申請に向けた準備が進んでいないことから、令和3年12月の申請予定の他案件とあわせて申請することは困難であることから、切り分けて申請させていただきたい。

(2) 原子力規制庁は、原子力機構に対して以下の点を伝えた。

○合理的に申請を行うためには、拠点内全体の申請案件を俯瞰し、計画的に申請を行う必要がある。そのためには、申請直前になり、申請書の作成に取りかかるという工程ではなく、例えば、年度毎でまとめて一申請として申請できるよう前もって申請準備を進めるなど、申請内容のまとめ方や申請書作成の工程を再度精査することを検討すること。

○保安規定変更認可申請については、変更許可前に申請をすること、変更許可を受けた工事が完了する前に申請をすることについて相談を受けたが、その場合、許可との整合が確認できないことから、認可を行うことができない。したがって、審査を合理的に進めるという観点からは、変更許可が下りた段階かつ設備の解体が終了した後に速やかに申請することが適切と考える。

(3)原子力規制庁からの発言に対して、原子力機構から下記の回答があった。

○複数の施設の使用変更許可に係る申請をまとめるという点については、今回対応できなかったが、今後の案件については、まとめて申請を行うことができるか、機構内で検討を進める。

○保安規定変更認可申請については、原子力規制庁の指摘を踏まえ、当初の計画どおり、変更許可が下りた段階かつ設備の解体が終了した後に申請する。

6. 提出資料

- ・ 核燃料物質使用施設等の申請に係る許認可希望の優先順位について